

獨協大学  
国際交流センター所長 殿

## 誓約書

「獨協大学国際奨学金（認定留学生）」への応募にあたり、奨学生として採用された際は、以下の義務を遂行することを誓約します。

### 【留学前】

自らの責任において必要な査証(渡航に必要なビザ等)を確実に取得します。

### 【留学中】

1. 毎月、在籍確認を証明するためのメールを獨協大学 国際交流センター宛に定期送信します。
2. 留学先の指示のもと適切に履修登録を行い、登録した全科目の単位修得に努めます。

### 【留学終了後】

1. 留学終了後、本学で学業を継続し、学位を取得します。
2. 本学が提出を求める報告書、アンケート類は全て提出します。
3. 習得言語の外国語検定試験を受験した場合は（費用は本人負担）、結果を本学に報告します。
4. 要請があった場合、留学報告会、留学ガイダンス等で留学成果の発表を行います。
5. 国際交流センターが企画運営する国際交流活動に協力します。

### 【その他】

認定留学を中止した場合または獨協大学国際奨学金規程第 14 条（裏面に記載）に該当する事情が生じた場合には、奨学金の辞退または受給した奨学金を返還することを誓約します。

年 月 日

学籍番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 獨協大学国際奨学金規程（抜粋）

**第14条** 学長は、奨学生について、次の各号のいずれかに該当する場合には、国際交流委員会及び奨学金運営委員会の審議を経て、当該学期の資格を取消することができる。

- (1) 卒業した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 除籍処分を受けた場合
- (4) 懲戒処分を受けた場合
- (5) 留年した場合
- (6) 願書及び提出書類に虚偽の記載をした場合
- (7) 学習態度及び行動が奨学生としてふさわしくない場合
- (8) 第4条各号に定める奨学金と、大学推薦を必要とする他の外部奨学金との併給が確定した場合（貸与奨学金を除く。）

2 奨学生が休学した場合には、当該学期については奨学生の資格を取消す。

（奨学金の返還）

**第15条** 前条第1項に該当する場合には、学長は奨学金の返還を求めることができる。

2 前条第2項に該当する場合には、学長は休学した学期においてすでに給付した奨学金の返還を求めることができる。

（奨学金返還の金額）

**第16条** 学長は、国際交流委員会及び奨学金運営委員会の審議を経て前条の奨学金の返還金額を決定する。